

平成 31（2019）年度 全国保育士会 事業計画

～「子ども主体の保育」の理解促進と質の向上をめざして～

保育サービスの量的拡大が進められる一方、保育の質を確保・向上させていくことが重要な課題となっています。新たな保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育・保育要領が適用された平成 30（2018）年度に、厚生労働省は「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」を設置し、保育の質の確保・向上について内容面からの検討を進めています。

平成 28（2016）年の児童福祉法改正では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもが権利の主体であることが明記されました。平成 31（2019）年は、児童の権利に関する条約が国際連合で採択されて 30 年目にあたります。前記の検討会の「中間的な議論の整理」においても、保育の質の検討に当たっては、『子ども』を中心に考えることが最も基本」としています。

こうした状況をふまえながら本会は、全国保育士会倫理綱領にもとづき、「子ども主体の保育」の理解促進と質の向上をめざして事業に取り組みます。

児童虐待や子どもの貧困などの問題は依然として深刻であり、社会全体でこれらの問題の解消に取り組んでいく必要があります。

虐待防止などにおいて、市町村における妊娠期からの切れ目のない支援および市町村による包括的な支援体制の構築が進められつつあるなかで、保育所・認定こども園等で働く保育士・保育教諭等は、身近な地域にあって、日常の保育を通して、子どもや保護者のささいな変化にもいち早く気づくことができる特性を活かすことが期待されます。

本会は、各地における関係機関との連携による妊娠期からの切れ目のない支援に取り組みます。そして、個別性を考慮した保育や保護者支援を通して地域全体における子育て支援の充実を促進します。

また、保育士・保育教諭等自身が、「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」についてあらためて意識を高めていくよう働きかけを行います。

本会ではこれまで、保育士・保育教諭が自らの専門性を客観的に他者に説明できるよう、「養護と教育が一体となった保育の言語化」報告書、保育士・保育教諭のキャリアアップ確立に向けた検討等を通して、保育内容や専門性の「見える化」に取り組んできました。それらを発展させ、「保育における食や食育の言語化」に取り組み、保育の専門性のさらなる明確化と実践の発信を進めます。

そして、保育士・保育教諭等の処遇改善とともに、若い世代への保育の仕事の理解促進および就業後のキャリアアップの確立に取り組み、保育の人材確保と養成、誇りとやりがいをもって働き続けられる職場づくりを支援します。

さらには、保育の実践研究の推進、組織強化、「全国保育士会被災地支援スキャンボ募金実施要項」にもとづく大規模自然災害の被災地の保育関係者への支援に取り組みます。

これらをふまえ、平成 31（2019）年度は、次の 4 つの柱に沿って事業に取り組みます。

【保育士会事業の大きな柱】

1. 子どもが豊かに育つ、より質の高い保育の実現のための取り組み

① 保育の質の向上の取り組み推進

子どもの発達保障、人権擁護、配慮を要する子どもと保護者の支援、食育の推進および「言語化」、自身の保育の振り返りと評価にもとづく質の改善 等

② 実践研究の推進、支援

③ 地域子育て支援・保護者の養育力向上

虐待予防、被虐待児への対応、子どもの貧困への対応、他機関との連携

2. 専門性の向上を実現するための環境構築の取り組み

① 保育制度改革等への対応

幼児教育無償化、子ども・子育て支援新制度施行 5 年目の見直し、保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会、各種改定（改訂）ガイドラインへの対応 等

② 保育士・保育教諭の人材確保、育成、定着

保育士確保対策、次世代への保育の仕事の理解促進、保育士・保育教諭の処遇改善、保育士・保育教諭のキャリアアップの確立、働き続けられる職場づくり 等

③ ①、②の取り組みを支える、全国保育士会の組織強化と都道府県・指定都市保育士会への事業支援

3. 養護と教育が一体となった保育に対する保護者・地域社会からの理解促進のための取り組み

① 保護者や地域への発信と理解促進の取り組み

② 保育所・認定こども園から小学校への円滑な接続推進の取り組み

③ 関係機関への発信と理解促進の取り組み

4. 災害被災地保育士の支援

① 被災地の保育士および保育士会支援の取り組み

② 大規模自然災害の発生への備え